

相模原市総合都市交通計画の一部改定(案) についてのご意見を募集します

本市では、令和4年3月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第5条に規定する地域公共交通計画として「相模原市総合都市交通計画」（以下「交通計画」という。）を策定しましたが、以降、地域交通法の改正や国における新たな制度の創設・拡充や制度運用の柔軟化など、交通政策を取り巻く環境は変化しつつあります。

また、公共交通の運転士不足などの課題も顕在化してきていることから、「将来の交通のすがた」の実現に向けて、近年の環境の変化や課題に対応できるよう、交通計画の一部見直しを予定しています。

この度、交通計画の一部改定に当たり、市民の皆様からのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見については、後日、ホームページ等により、ご意見の内容とそれに対する考え方などを公表いたします。

募 集 期 間

令和7年9月15日(月曜日)から令和7年10月15日(水曜日)＜必着＞まで

相模原市総合都市交通計画の一部改定(案)の閲覧及び配布

上記募集期間中に、交通政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館において、交通計画の一部改定(案)を閲覧することができます。また、概要の閲覧及び配布を行います。なお、市のホームページからも閲覧することができます。

相模原市 パブリックコメント

検索

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/shisei_sanka/pubcome/index.html



提出方法

交通計画の一部改定(案)に対するご意見と住所、氏名、電話番号を書面にご記入の上、令和7年10月15日(水曜日)＜必着＞までに、WEB回答フォーム、電子メール、ファクス、郵送、直接持参のいずれかの方法で交通政策課へご提出ください。なお、募集期間外に提出されたご意見は受け付けいたしませんのでご了承ください。

(注) 書面の様式は問いませんが、参考様式がありますのでご利用ください。

(注) 書面により提出が困難な方は、担当課までご相談ください。

提出先 相模原市 交通政策課

- ◇WEB回答フォームの場合
- ◇電子メールの場合
- ◇ファクスの場合
- ◇郵 送 の 場 合
- ◇直接持参の場合

<https://logoform.jp/form/oWjU/1172718>

WEB 回答フォームの QR コード↓

toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp

042-757-6859

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15 市役所 第1別館4階

(土曜日、日曜日、祝日を除く、平日午前8時30分～午後5時15分に受付)



お問い合わせ先

相模原市役所 交通政策課 042-769-8249

相模原市総合都市交通計画の一部改定（案）に関する意見提出書

住 所	
氏 名	
電話番号	

＊住所、氏名、電話番号などの個人情報は、意見募集に関わる業務以外の目的には、一切使用しません。なお、ご意見の提出者が不明である場合や意見が記載されていない場合は無効となりますので、ご注意願います。

一部改定（案） の該当箇所	意見の内容
（ 記入例 ） 施策〇〇の◇◇事業	（ 記入例 ） ◇◇の実現のために、△△△も必要と考える。

<募集期間> 令和7年9月15日（月曜日）～ 令和7年10月15日（水曜日）<必着>

<提 出 先> 相模原市 交通政策課

◇WEB回答フォームの場合	https://logoform.jp/form/oWjU/1172718	WEB 回答フォームの QR コード↓
◇電子メールの場合	toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp	
◇ファクスの場合	0 4 2－7 5 7－6 8 5 9	
◇郵 送 の 場 合	〒2 5 2－5 2 7 7 相模原市中央区中央2－1 1－1 5	
◇直接持参の場合	〒2 5 2－5 2 7 7 相模原市中央区中央2－1 1－1 5 市役所 第1 別館4 階 (土曜日、日曜日、祝日を除く、平日午前8 時3 0 分～午後5 時1 5 分に 受付)	